

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（様式集）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>I 認可特定保険業者等関係 別紙様式 I - 25</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">(移転業者) 名称 代表者名 印</p> <p style="text-align: right;">(移転先法人) 名称 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">保険契約の移転の認可申請書</p> <p>保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第3条第1項において読み替えて準用する保険業法第139条に基づく保険契約の移転の認可について申請いたします。</p> <hr/> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 移転契約書 3 移転先法人の社員総会又は評議員会の議事録 4 移転業者及び移転先法人の貸借対照表 5 移転業者の財産目録 6 <u>移転業者を保険者とする保険契約であって保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）第3条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第135条第1項の契約により移転先法人に移転するものとされる保険契約（以下、「移転対象契約」という。）について、その保険種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金支払事由を記載した書面</u> 7 <u>移転業者を保険者とする保険契約について、移転対象契約及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面</u> 8 <u>移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面</u> 9 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第3条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第135条第1項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面 10 移転先法人を保険者とする保険契約について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的及び保険金の支払事由を記載した書面 11 <u>移転先法人を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面</u> 	<p>I 認可特定保険業者等関係 別紙様式 I - 25</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">(移転業者) 名称 代表者名 印</p> <p style="text-align: right;">(移転先法人) 名称 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">保険契約の移転の認可申請書</p> <p>保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第3条第1項において読み替えて準用する保険業法第139条に基づく保険契約の移転の認可について申請いたします。</p> <hr/> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 移転契約書 3 移転先法人の社員総会又は評議員会の議事録 4 移転業者及び移転先法人の貸借対照表 5 移転業者の財産目録 6 <u>移転対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面</u> 7 <u>移転対象契約について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面</u> 8 <u>移転業者を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面</u> <ol style="list-style-type: none"> イ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金に相当する額 ロ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金に相当する額の額及びそれらの算出方法 ハ 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金に相当する額の算出方法 9 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第3条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第135条第1項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面 10 移転先法人を保険者とする保険契約について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面 11 <u>移転先法人を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面</u> <ol style="list-style-type: none"> イ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後の保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（様式集）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>12 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第3条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第137条第1項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面</p> <p>13 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第3条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第137条第2項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者に係る特定保険業者等に関する命令第18条に規定する金額が、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第3条第1項および第2項において読み替えて準用する保険業法第137条第4項に定める割合を超えなかったことを証する書面</p> <p>14 移転先法人が保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第120条第1項の規定により保険計理人の選任を要する者である場合には、移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、当該認可特定保険業者の保険計理人が確認した結果を記載した意見書 （新設）</p> <p>15 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書類</p>	<p><u>ロ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転後における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性（移転先法人が保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第1項及び第2項の規定において読み替えて準用する保険業法第120条第1項の規定により保険計理人の選任を要しない者である場合にあっては、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法）</u></p> <p><u>ハ 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性（移転先法人が保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第120条第1項の規定により保険計理人の選任を要しない者である場合にあっては、責任準備金その他の準備金の算出方法）</u></p> <p>12 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第3条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第137条第1項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面</p> <p>13 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第3条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第137条第1項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転対象契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第3条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第137条第3項に定める割合を超えなかったことを証する書面</p> <p>14 13の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異議に対する移転業者及び移転法人の対応を記載した書面</p> <p>15 移転先法人の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面</p> <p>16 その他保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第3条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第139条第2項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類</p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（様式集）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>別紙様式 I - 26</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">(移転業者) 名称 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">(移転先会社) 商号又は名称 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">保険契約の移転の認可申請書</p> <p>保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第11項において読み替えて準用する保険業法第139条に基づく保険契約の移転の認可について申請いたします。</p> <hr/> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 移転契約書 3 移転業者及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録 4 移転業者及び移転先会社の貸借対照表 5 移転業者の財産目録 6 移転業者を保険者とする保険契約について、移転するものとされる保険契約（以下、「移転対象契約」という。）及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面 7 移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面 8 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第11項において読み替えて準用する保険業法第135条第1項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面 9 移転先会社が認可特定保険業者である場合にあっては、次に掲げる書面 イ 移転対象契約について、その保険種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的 	<p>別紙様式 I - 26</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">(移転業者) 名称 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">(移転先会社) 商号又は名称 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">保険契約の移転の認可申請書</p> <p>保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第11項において読み替えて準用する保険業法第139条に基づく保険契約の移転の認可について申請いたします。</p> <hr/> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 移転契約書 3 移転業者及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等（<u>保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第11項において読み替えて準用する保険業法第136条第1項に規定する株主総会等をいう。</u>）の議事録 4 移転業者及び移転先会社の貸借対照表 5 移転業者の財産目録 6 移転対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面 7 移転業者を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額 ロ 当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性（移転業者が保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第120条第1項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあっては、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法） ハ 保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性（移転業者が保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第120条第1項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあっては、責任準備金その他の算出方法） 8 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第11項において読み替えて準用する保険業法第135条第1項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面 9 移転先会社が認可特定保険業者である場合にあっては、次に掲げる書面 イ 移転対象契約について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（様式集）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面 □ 移転先会社を保険者とする保険契約について、イに掲げる事項を記載した書面</p> <p>10 移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約）について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあつては、保険業法第199条において準用する保険業法第116条第1項の責任準備金）の額を記載した書面</p> <p>11 移転先会社が少額短期保険業者である場合であつて、移転対象契約及び移転先会社を保険者とする保険契約について同一の保険契約者又は被保険者があるときは、当該保険契約者又は被保険者ごとのすべての保険契約の保険金額の合計額及びすべての保険契約に係る保険業法施行令第1条の6各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計を記載した書面</p> <p>12 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第11項において読み替えて準用する保険業法第137条第1項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面</p> <p>13 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第11項において読み替えて準用する保険業法第137条第2項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第11項において読み替えて準用する保険業法第137条第4項に定める割合を超えなかったことを証する書面</p> <p>14 移転先会社が認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第120条第1項の規定により保険計理人の選任を要する者に限る。）である場合には、移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、当該認可特定保険業者の保険計理人が確認した結果を記載した意見書</p> <p>15 認可特定保険業者に関する命令第72条第2項第15号イからハまでに掲げる移転先会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該保険契約の移転が保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第11項において読み替えて準用する保険業法第139条第2項第1号（移転先会社に限る。）及び第2号に掲げる基準に適合する旨の意見（移転先会社が認可特定保険業者である場合にあつては、当該保険契約の移転に係る特定保険業が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められる旨の意見を含む。）が記載されたもの（移転先会社が認可特定保険業者である場合において、その行政庁が移転先会社の行政庁と同一であるときを除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面 □ 移転先会社を保険者とする保険契約について、イに定める事項を記載した書面</p> <p>10 移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約）について、次に掲げる事項を記載した書面 イ 保険契約の種類ごとに移転前後の保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあつては、保険業法第199条において準用する保険業法第116条第1項の責任準備金。以下同じ。）その他の準備金（保険業法施行規則第30条の5第1項第1号の社員配当準備金又は契約者配当準備金（外国保険会社等にあつては同令第146条第1項の規定により積み立てる契約者配当準備金）を含む。以下同じ。）の額 ロ イに掲げる責任準備金その他の準備金の移転後の移転対象契約に係る額及び算定の適切性（移転先会社が保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第120条第1項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあつては、算出方法） ハ 移転後の責任準備金その他の準備金の算定の適切性（移転先会社が保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法第120条第1項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあつては、算出方法）</p> <p>11 移転先会社が少額短期保険業者である場合であつて、移転対象契約及び移転先会社を保険者とする保険契約について同一の保険契約者又は被保険者があるときは、当該保険契約者又は被保険者ごとの全ての保険契約の保険金額の合計額及び全ての保険契約に係る令第1条の6各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額を記載した書面</p> <p>12 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第11項において読み替えて準用する保険業法第137条第1項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面</p> <p>13 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第11項において読み替えて準用する保険業法第137条第1項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転対象契約者の数又はその者の認可特定保険業者等に関する命令第71条に規定する金額が、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第11項において読み替えて準用する保険業法第137条第3項に定める割合を超えなかったことを証する書面</p> <p>14 13の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異議に対する移転業者及び移転先法人の対応を記載した書面</p> <p>15 次のイからハまでに掲げる移転先会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該保険契約の移転が保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第11項において読み替えて準用する保険業法第139条第2項第1号（移転先会社に係る部分に限る。）及び第2号に掲げる基準に適合する旨の意見（移転先会社が認可特定保険業者である場合にあつては、当該保険契約の移転に係る特定保険業が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められる旨の意見を含む。）が記載されたもの（当該行政機関が移転業者の行政庁と同一であるときを除く。） イ 認可特定保険業者 その行政庁 ロ 保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者（令第47条の2第3項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。） 金融庁長官 ハ 少額短期保険業者（ロに掲げる者を除く。） その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）</p> <p>16 移転先会社（認可特定保険業者を除く。）の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面</p> <p>17 移転先会社の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面</p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（様式集）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>16 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書類</p>	<p>18 <u>その他保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第4条第11項において読み替えて準用する保険業法第139条第2項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類</u></p>